

# 輸出専用品としての新規化学物質製造（輸入）申出書等の記載例について

平成 16 年 7 月制定  
平成 19 年 6 月改定  
平成 23 年 3 月改定  
平成 26 年 5 月改定  
平成 31 年 1 月改定  
令和 3 年 2 月改定

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室  
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

## 1. はじめに

本文書は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）第 3 条第 1 項第 4 号の規定による確認（いわゆる中間物等の事前確認）を受けるための手続を行う予定の製造（輸入）者の方々に対して、申出手続が適切かつ円滑に行われ、申出後の確認が効率的に行われるよう、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和 49 年厚生省・通商産業省令第 1 号。以下「省令」という。）第 4 条で規定される様式による申出書及び確認書の記載例（様式第 6 及び第 7（いわゆる輸出専用品の例））を示したものです。

この度、令和 2 年 1 月の省令の改正に伴い押印の見直し等の整理を行いました。今後、申出にあたっては、この記載例を参考に本制度の趣旨を踏まえて提出書類を作成してください。

なお、本文書は、提出書類を作成する際の要領として役立てていただくための記載例  
ですので、実際に作成される際には、申出を行う新規化学物質やその取扱方法を踏まえ  
て、添付する書面等の内容や記載において、確認に必要な情報が含まれるよう変更して  
ください。

## 2. 申出から確認までの手続について

申出にあたっては、事前に申出書案を 3 省の担当者に提出いただき、その指摘を反映したものを申出書として提出いただくことになります。

申出書案に不明瞭な点等が多くある場合などを除き、申出書案を受理してから原則と  
して 1 ヶ月半程度以内に 3 省から指摘事項等を送付するように努めています。また、指  
摘事項を反映していただいた第 2 案を受理してから、原則として 1 ヶ月程度以内に指摘  
事項又は正本提出依頼を送付するよう努めています。

### 3. 記載にあたっての全般的な留意事項

#### (1) 文章について

- ✓ 化学物質の名称は IUPAC 名称（和名）で記載してください。申出の際に提出する全ての資料において、化学物質名称は一致させてください。
- ✓ 様式第 6、第 7 及び第 7 の別添に係る化学物質の名称については、英数字・記号（括弧・ハイフン等）は半角、カタカナは全角で記載するとともに、光学異性を示す D、L 以外のアルファベットについては、イタリック体（斜体）を用いてください。ただし様式第 6、第 7 及び第 7 の別添以外の書類については、化学物質の名称も含め、全ての記載において、全角・半角・イタリック体（斜体）等は問いません。

#### (2) 図面について

- ✓ 申出に関係しない設備は、文字及び線の濃さを薄くするか、名称を省略してください。
- ✓ 申出書案のチェックはモノクロコピーしたものを使用します。図面をカラーで作成される場合は、モノクロコピーでも判別が可能となるように色別だけでなく、線種も変え、それらの凡例を記載してください。

#### (3) その他

- ✓ 環境放出量等、数値を計算する際、安全側に数字を丸めてください。具体的には、かけ算に用いる係数は切り上げとし、割り算に用いる係数は切り捨てとして結果を算出してください。



## 記載例

様式第6（第4条第1号ハ関係）

### 輸出専用品としての新規化学物質製造申出書

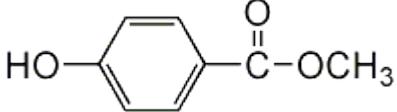
令和\*\*\*年\*\*月\*\*日

厚生労働大臣  
経済産業大臣 殿  
環境大臣

押印は不要

METI化学株式会社  
代表取締役社長 \*\*\*  
東京都千代田区\*\*\*

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条第1号ハの規定により、  
次のとおり申し出ます。

1. 新規化学物質の名称	メチル=4-ヒドロキシベンゾアート
2. 新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明な場合はその製法の概略)	
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成	純度：97%以上 不純物：4-ヒドロキシ安息香酸（化審法番号：3-1640）1%未満、不明成分計2%未満（3種類以上、各1%未満） 外観：白色結晶、融点：125～128°C 溶解度：水 0.1g/L、テトラヒドロフラン 30g/L 蒸気圧： $*.* \times 10^{**} \text{Pa} (**\text{C})$
4. 新規化学物質の年間の製造(輸入)予定数量	20,000kg
5. 新規化学物質を製造しようとする場合にあつてはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地(新規化学物質を輸入しようとする場合にあつてはその新規化学物質が製造される国名又は地域名)	METI化学株式会社八代事業所 熊本県八代市***
6. 新規化学物質を輸出しようとする国名又は地域名	イタリア
7. 新規化学物質を輸出することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	METI化学株式会社 代表取締役社長 *** 東京都千代田区***
8. 6. の国又は地域において新規化学物質を輸入することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	○○S.P.A △△,ITALY □□ □□

当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先（問合せをしたときに回答出来る者）

担当部署 : METI化学株式会社 ファイン事業部

担当者氏名 : \*\*\*

連絡先 : 電話 \*\*\*-\*-\*-\* FAX \*\*\*-\*-\*-\*

E-mail \*\*\*-\*-\*-\*

## 補足

- (1) 全体を通してページ番号を振ってください。その際、様式第6を1ページ目としてください。
- (2) 化審法番号とは、化審法における官報公示整理番号を指します。

## 様式第6の作成上の注意

### 様式名について

- (1) 様式の名称に記載されている「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は抹消してください。

### 1. について

- (1) 当該申出新規化学物質の名称は IUPAC 名称（和名）で記載してください。その際、英数字・記号（括弧・ハイフン等）は半角、カタカナは全角で記載してください。また、光学異性を示す D、L 以外のアルファベットについては、イタリック体（斜体）を用いてください。（再掲）。
- (2) 混合物での申出をされる場合は、可能な限り「A を主成分（〇〇%）とする A、B 及び C との混合物」の形で示してください。やむを得ず反応生成物の形で示す場合は、「A を主成分（〇〇%）とする B と C の反応生成物」の形で示してください。
- (3) 官能基の名称などを略号表記しないでください。（Me、Et、Bu、Ph、Ac 等）

### 2. について

- (1) 当該申出新規化学物質の構造式は上記名称に合致するように記載してください。その際、官能基などに略号表記を用いないでください。
- (2) 特定の異性体の申出を行う場合には、できるだけその構造を反映した構造式を記載してください。

### 3. について

- (1) 純度に範囲（幅）があれば、その範囲を記載してください（〇～〇%、△%以上など）。
- (2) 純度は不純物や不明成分の含有比率と合計して 100% になるように記載してください。その際、「以上」及び「未満」を用いて表現してください。混合物や反応生成物の場合には各々の構成成分の含有比率を記載してください。
- (3) 不明成分については、その数が分かる場合には併記してください（不明成分計〇%未満（〇種類、各△%未満））。不明成分合計が 1 % 以上となる場合でも、個々の不明成分が 1 % 未満となる場合は、「不明成分計〇%未満（個々の不明成分 1 % 未満）」等と注釈をしてください。

- (4) 1 重量%以上の化学物質を含有している場合、それが新規化学物質である場合には、別途化審法上の手続（届出等）が必要になりますので、その物質を特定し、当該化学物質の名称の後に新規化学物質であること及び化審法上の扱い（例えば、「別途中間物申出予定」、「少量新規確認済」等）を併せて記載してください。一般化学物質等（既存化学物質名簿に記載されている化学物質及び公示された化学物質。以下同じ。）の場合には、化審法番号を記載してください。
- (5) 1 重量%以上の新規化学物質について、それが既に化審法上で何らかの確認を受けているものについては、確認日及び確認番号（最新の形としては、令和 年 月 日付け厚生労働省発薬生口口第××号、・・・・・製第〇〇号、環保企発第△△号ですが、改めて確認通知書の該当箇所を確認してください。）を付記してください。なお、低生産量新規化学物質の判定を受けている場合は判定通知の番号（令和 年 月 日付け厚生労働省発薬生口口第××号、・・・・・製第〇〇号、環保企発第△△号）も記載してください。
- (6) 物理化学的性状は外観（色彩・形状）・融点／沸点・溶解度（水及び主要な有機溶媒に対するもの）・蒸気圧等、環境放出量の算出に関係する既知の性状について記載してください。また、主要な有機溶媒についての溶解度を記載する際には略語表記しないでください。
- (7) 溶液の状態で使用者に出荷する場合には、出荷時の溶液組成についても記載してください。

#### 4. について

- (1) 数量の単位は kg を使用してください。
- (2) 製造（輸入）予定数量は、当該申出新規化学物質の純分について記載し、有姿と大きく異なる場合（純度が 90%程度より小さい場合）は、数量の後に、例えば「(有姿〇〇〇kg × 50%)」のように計算式を追記してください。なお、予定数量は純度の最大値を用いて算出してください。予定数量を超えて製造することは確認に従わない行為に当たりますので御留意ください。

#### 5. について

- (1) 製造の場合には事業所名及び所在地を記載してください。
- (2) 輸入の場合には「新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域を定める省令（令和 16 年 3 月 18 日厚生労働省・経済産業省・環境省令第 3 号）（以下「地域を定める省令」という。）」にある国名（又は地域名）に準じて記載してください。

#### 6. について

- (1) 「地域を定める省令」で定める国名（又は地域名）を記載してください。

**7. について**

(1) 当該新規化学物質を輸出することが確実である者の氏名又は名称、住所、代表者の氏名を正しく記載してください。

**8. について**

(1) 6. の国又は地域において新規化学物質を輸入することが確実である者の氏名又は名称、住所、代表者の氏名を正しく記載してください。



## 様式第6別紙における記載例の解説

### ○はじめに

本別紙は、(1)から(5)までの書面で構成されています。ただし、製造の場合と輸入の場合とでは必要な項目が変わりますのでご留意ください。

#### 【製造の場合】

- (1) 製造設備及び施設の状況を示す図面
- (2) 製造時の取扱方法を説明した書面
- (3) 製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
- (4) 製造しようとする者における化学物質の管理体制を説明した書面
- (5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面

#### 【輸入の場合】

- (1)から(3)までの項目は省略してください。
- (4) 輸入しようとする者における化学物質の管理体制を説明した書面
- (5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面

ただし、輸入者が精製・混合等を行う場合には、(1)～(3)について「製造」を「精製」・「混合」等に置き換えてください。また、(2)①については反応しない旨を記載してください。

以下に、各項目及びその小項目ごとに、記載にあたっての留意事項を解説いたします。

#### (1) 製造設備及び施設の状況を示す図面について

項目(1)については、小項目が①と②があります。

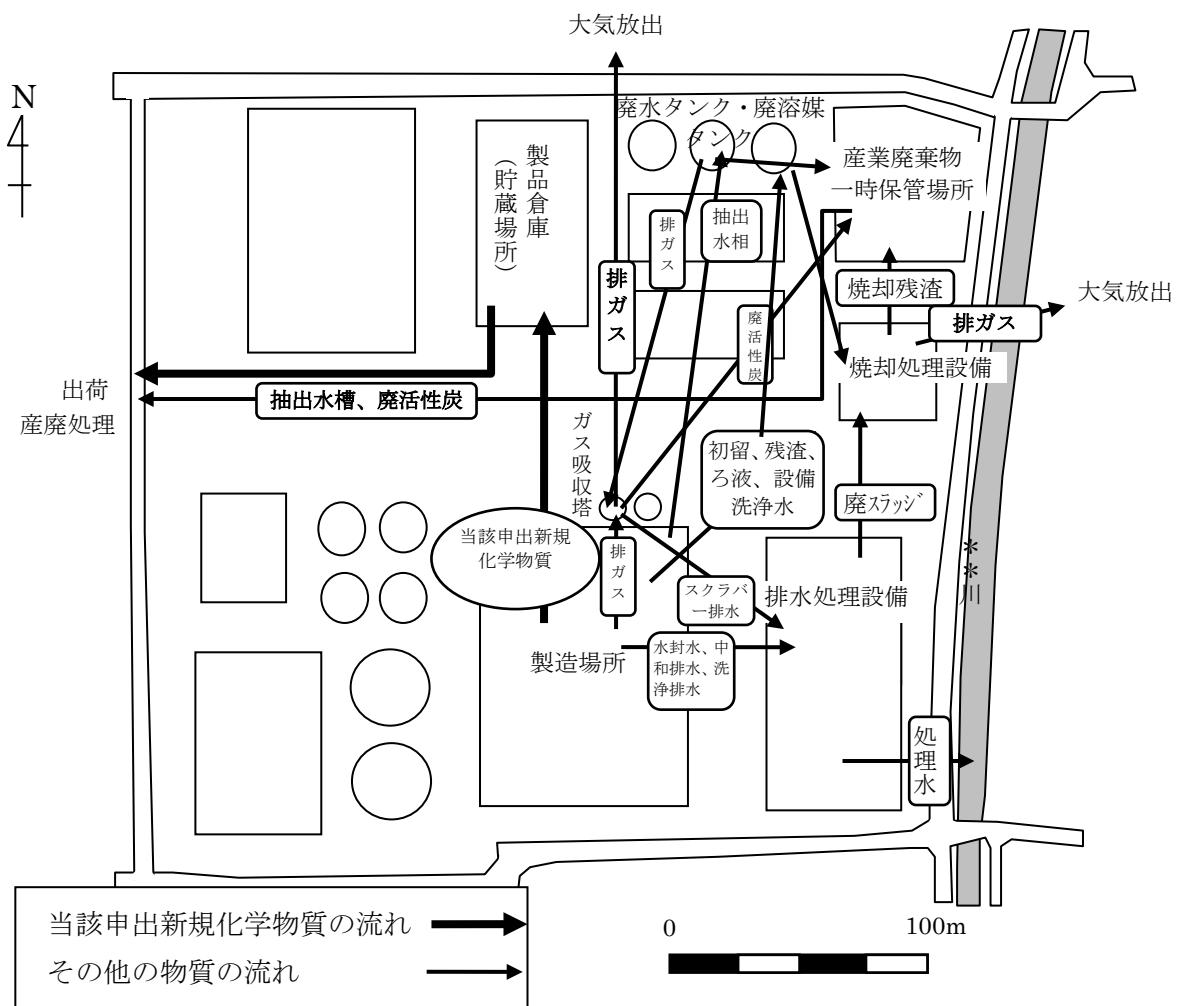
- ① 施設の状況を示す図面
- ② 製造設備の状況を示す図面

## 記載例

(別紙)

### (1) 製造設備及び施設の状況を示す図面

#### ① 施設の状況を示す図面

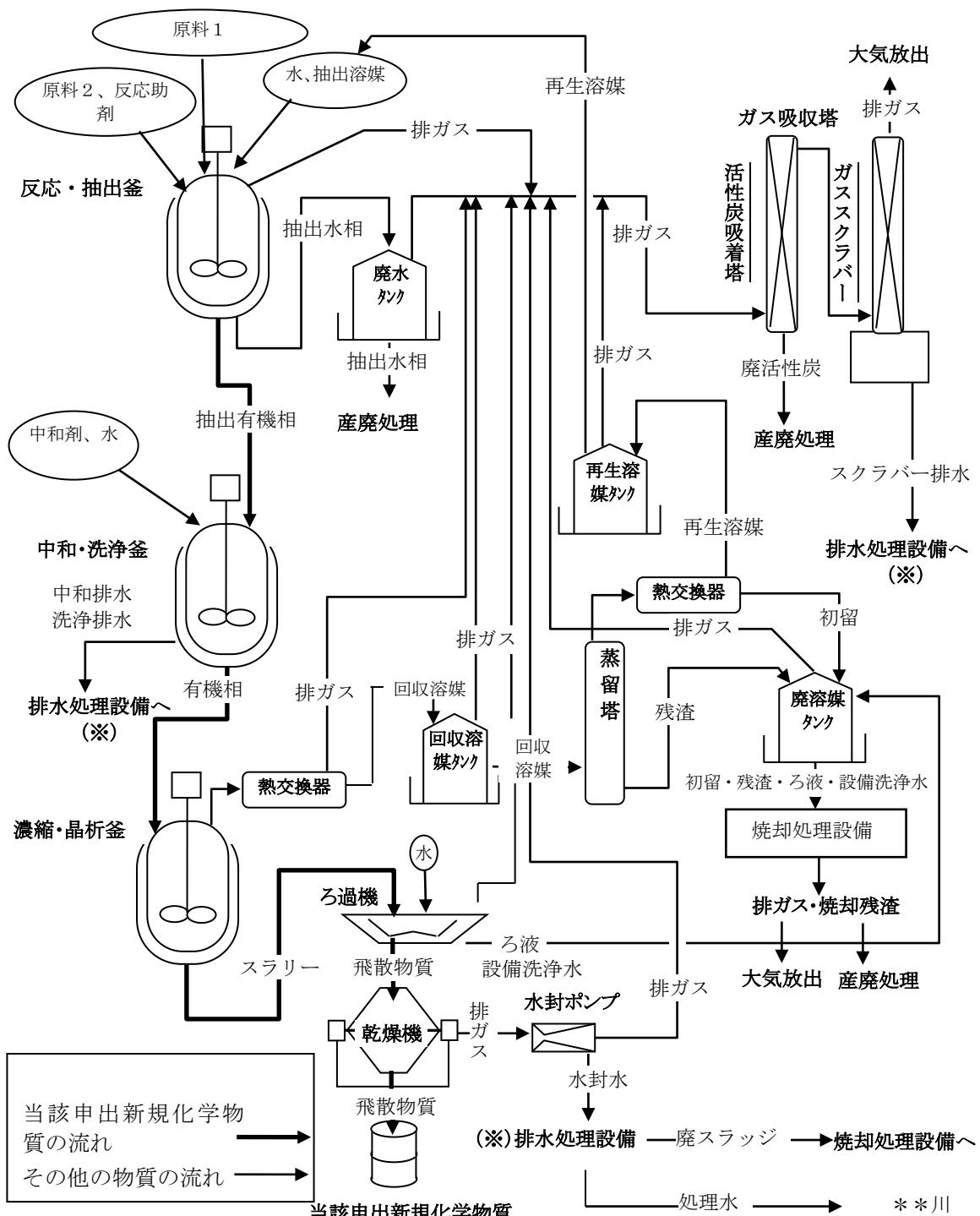


### (1) ① 施設の状況を示す図面 の作成上の留意点

- 本図面を作成する際は、事業所の俯瞰図に、上図に示したような施設の名称（製造、貯蔵及び廃棄物の処理等に係る場所）や当該申出新規化学物質及び当該申出新規化学物質製造に伴う排ガス、排水、廃棄物等の移動経路を具体的に記載してください。また、施設や物質など種類ごとに囲み枠を変えるなど、わかりやすい図としてください。
- 当該申出新規化学物質及びその他の物質（排ガス、排水、廃棄物等）の流れが分かるように記載してください。  
なお、排ガス、排水、廃棄物等については、当該申出新規化学物質が含まれていない場合であっても、本申出によって発生するものすべてについて記載し、排出地点を明確にしてください（冷却水等のように系内物質との接触がないものは除く）。
- 廃棄物等について、その発生場所以外に一時保管場所が設定されている場合は、その一時保管場所も明示してください。  
また、排水の放出先については、公共用水域（河川、湖沼、海域等の名称）又は公共下水道を記載してください（PRTRの届出の記載と整合するようにしてください。）。
- 方位や縮尺も記載してください。

## 記載例

### ② 製造設備の状況を示す図面



(当該申出新規化学物質に関する設備は当該申出新規化学物質のろ過機からの  
取り出し、乾燥機への投入及び充填時を除き、すべて密閉状態となっている)

#### その他の投入物質

役割等	物質名称	化審法上の扱い
抽出溶媒	テトラヒドロフラン (THF)	化審法番号 5-53
中和剤	水酸化ナトリウム	化審法番号 1-410

### (1) ② 製造設備の状況を示す図面 の作成上の留意点

- 関係設備について漏れなく記載してください。（熱交換器や減圧装置など当該申出新規化学物質及びその他の物質と接触する付属設備についても示してください。）使用する設備名称は、その説明の記載箇所 ((2) ③、(3) など) と同じ記載にしてください。
- 設備のつながり、当該申出新規化学物質及びその他の物質の流れを明らかにしてください。
- 複数の工程を1つの設備で行う場合は、該当する工程すべてについて記載し、それらの工程における設備の名称は統一してください。また、図面上に同一設備を複数箇所記載する場合は、それが同一であることがわかるように明記してください（例：p.12 の図中において排水処理設備が複数の工程で使うものの1カ所の場合として、（※）で明記）。
- 当該申出新規化学物質の環境への放出が予想される箇所等を示す構造上の特性（製造設備の密閉性、排ガス・排水処理装置等他の装置との接続の有無等）を明らかにしてください。密閉でない箇所については、(3) に環境放出量を記載してください。当該申出新規化学物質の放出の可能性がない場合も、その旨とその理由を記載してください。((3) ⑥参照)
- 設備の密閉について図の下部に括弧書きで付記してください。このとき密閉でない箇所がどこか明らかにしてください。密閉状態についての記載は、他の記載箇所 ((3) ①など) と整合するようにしてください。なお、論理的に当該申出新規化学物質の放出があり得ない製造段階での、原料投入に係る箇所のことを記載する必要はありません。
- 製造に係る物質の投入、導入について漏れなく記載してください。（ページガス、ろ過助剤、各種処理薬剤についても記載してください。）なお、投入する物質については、(2) ①と整合を取って、物質名でなく役割等で示してください。
- 反応時以外に投入する物質については、「その他の投入物質」として、図面の下に、役割等、物質名称及び化審法上の扱いを記載してください。
- 廃棄物の処理方法について記載してください。
- 略号や略称を使用する場合には、初出の箇所において注釈等で説明してください。

## (2) 製造時の取扱方法を説明した書面について

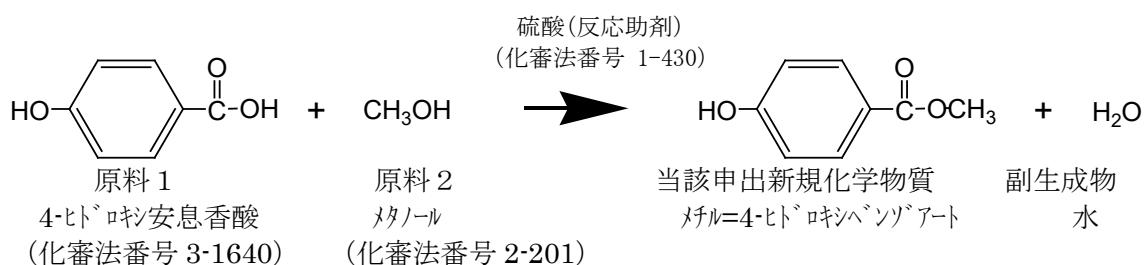
項目（2）については、小項目が①～④まであります。

- ① 反応式
  - ② プロセスフロー
  - ③ 取扱方法
  - ④ 予測される環境への放出量

記載例

#### (2) 製造時の取扱方法を説明した画面

## ① 反応式

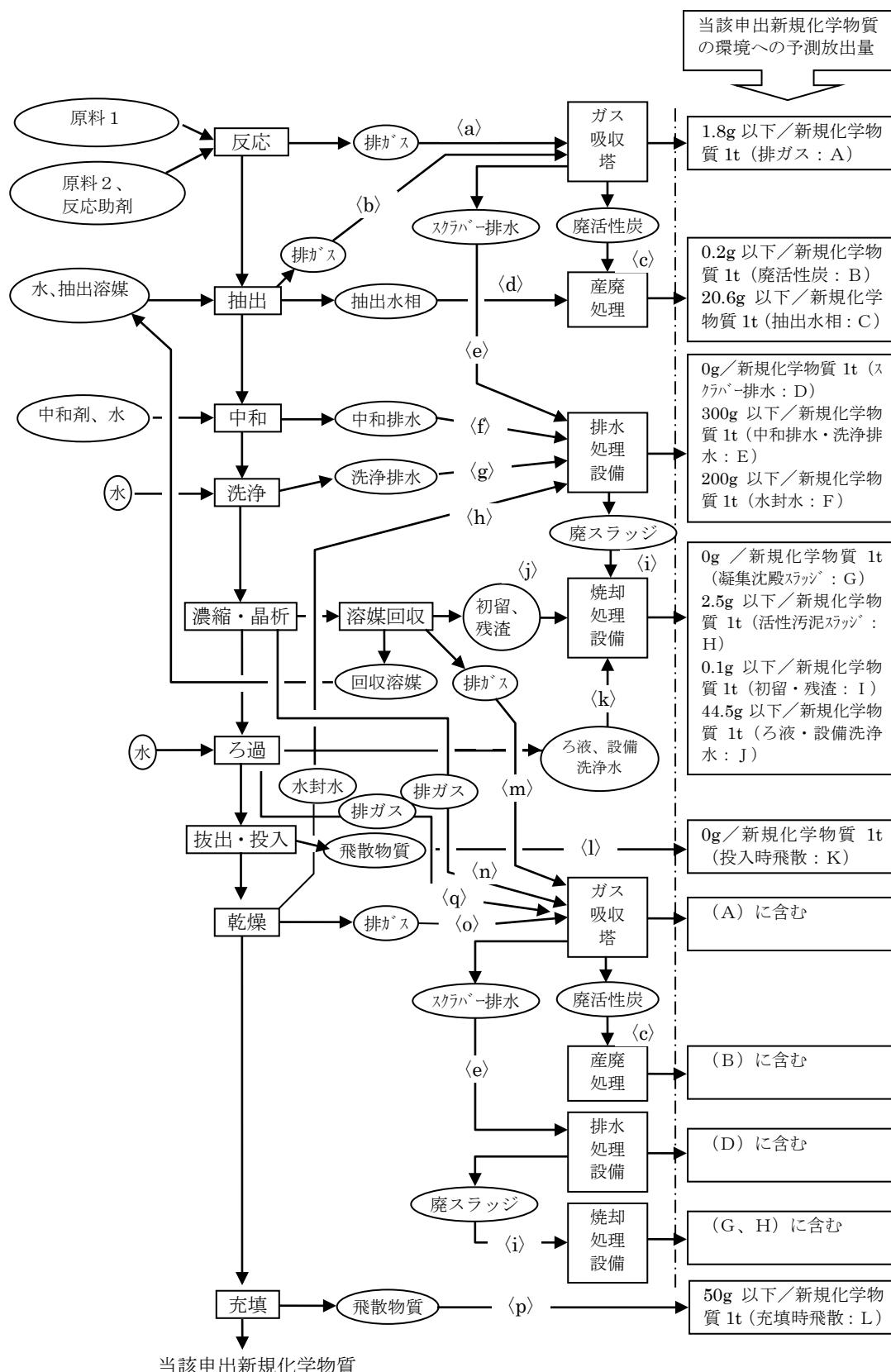


## (2) ① 反応式 の作成上の留意点

- ここには当該申出新規化学物質が生成する工程について記載してください。反応式は多段階になつても構いませんので、何と何が反応しているのかがわかるようにしてください。その際、反応に直接関与しない溶媒、触媒、反応助剤などは、その役割及び化審法上の扱いとともに矢印の上又は下に記載してください。
- 原料・生成物・副生成物等すべて記載し、溶媒・触媒等の役割を記載してください。その際、新規化学物質の場合は、「新規化学物質」と記載するとともに化審法上の扱い（少量新規確認済、等）も記載してください。一般化学物質等については化審法番号を、「少量新規確認済」等については確認日及び確認番号（最新の形としては、令和 年 月 日付け厚生労働省発薦生口口第××号、・・・・製第〇〇号、環保企発第△△号）を付記してください。低生産量新規化学物質の判定を受けている場合は判定通知の番号（令和 年 月 日付け厚生労働省発薦生口口第××号、・・・・製第〇〇号、環保企発第△△号）も記載してください。
- 原料が「新規化学物質（自社内中間物）」であるものについては、一般化学物質等又は化審法上の扱いを示せる新規化学物質を出発物質とした化学反応式を参考として付記してください。また、原料や触媒等の物質を既に中間物等の確認を受けている他社から購入する場合は、当該物質が確認された確認日及び確認番号を記載してください。
- 反応式の左右の物質バランスが取れるよう、必要に応じて係数を用いて記載してください。

## 記載例

### ② プロセスフロー



(当該申出新規化学物質の環境への予測放出量の算出根拠は (3) ②～⑦に記載)

## (2) ② プロセスフロー の作成上の留意点

- 予測放出ルートについては、(3) の記述と整合を図るために、(A) などの記号を用いて分かりやすく表現してください。  
排ガスを洗浄するスクラバーからの排水、凝集沈殿や活性汚泥処理などを行う排水処理装置からの廃スラッジなどがあれば記載してください。
- 製造工程中の放出ポイントは、当該申出新規化学物質が含まれなくてもすべて記載してください。放出ポイントに当該申出新規化学物質が含有されていない場合には、右端に「Og／新規化学物質 1t」等と記載し、放出されない理由を科学的根拠に基づいて(3)に記載してください。なお予測放出量は有効数字3桁で記載してください。  
また、検出限界値未満であることをもって「環境放出量がゼロである」ということにはなりませんので注意してください。検出限界値未満であることを根拠にする場合は、検出限界値を最大値として環境放出量を算出してください。
- 投入する化学物質はすべて記載してください。なお、(2) ①と整合を取つて、物質名でなく役割等で示してください。
- 設備・装置の洗浄液についても記載してください。

## 記載例

### ③ 取扱方法

#### 1) 製造工程

- a ) 原料1, 2及び反応助剤を密閉型反応・抽出釜に投入し、回分操作で反応後、水及び抽出溶媒を投入して有機相に当該申出新規化学物質を抽出する。抽出有機相は、配管により中和・洗浄釜に移送し、中和剤及び水で中和し、次いで水で洗浄を行う。中和・洗浄後の有機相は濃縮・晶析釜に配管移送して濃縮を行うとともに当該申出新規化学物質を晶析させる。晶析したスラリー状の当該申出新規化学物質は配管にてろ過機に移送してろ過する。ろ過機から乾燥機まで飛散防止のフードを密着接続してろ過された固体状の当該申出新規化学物質を重力で乾燥機内に落とし込み、乾燥機に接続した水封ポンプで減圧しながら加熱して乾燥する。乾燥品は○○○○分析により品質確認した後、PE(ポリエチレン)製の内袋に充填のうえ、ファイバードラムに梱包した後、製品倉庫(貯蔵場所)にフォークリフトで移送し、貯蔵する。
- b ) 濃縮・晶析に伴って回収される溶媒は抽出工程で再生利用する。

#### 2) 排出処理

- a ) ロ過機から出るロ液及び設備洗浄水、溶媒回収に伴う初留及び残渣は、配管にて一旦、廃溶媒タンクに貯留した後、事業所内の焼却処理設備へ移送し、自社焼却する。
- b ) 反応・抽出釜、水封ポンプ及び各タンク等からの排ガスは、活性炭吸着塔とガススクラバーからなるガス吸収塔で処理して大気放出する。
- c ) 中和排水・洗浄排水と水封水及びガス吸収塔のスクラバー排水は、事業所内の排水処理設備で中和、凝集沈殿及び活性汚泥処理して、処理水を\*\*川に放出する。
- d ) 排水処理設備からの廃スラッジは、事業所内の焼却処理設備へ移送して焼却する。焼却残渣は、ドラム詰めして産業廃棄物一時保管場所で一時保管の後、産業廃棄物処理業者に埋立処理を委託する。
- e ) 活性炭吸着塔の廃活性炭は、ドラム詰めして産業廃棄物一時保管場所で一時保管する。抽出水相は、配管により廃水タンクに移送して一時保管する。ドラム詰めした廃活性炭は、トラックで、廃水タンクのものは、ローリーで搬出し、産業廃棄物処理業者に焼却処理を委託する。

### ④ 予測される環境への放出量

年間の製造予定数量 20,000kg における当該申出新規化学物質の製造時の環境への放出量は 12.4kg 以下と予測する。

$$(0.6197\text{kg 以下}/\text{新規化学物質 1 t}) \times (20\text{t}/\text{年}) = 12.4\text{kg 以下}/\text{年}$$

製造時の取扱方法等で示された予測環境放出量は、製造量の 1 重量%未満（年間製造量が 10 トンを超える場合は、予測環境放出量が 100kg 未満）である。

### (2) ③ 取扱方法 の作成上の留意点

- 製造に係る工程ごとに取扱方法（関係する設備、操作方法、各設備間の移送方法等）について記載してください。
- 原料等の投入方法から記載してください。

### (2) ④ 予測される環境への放出量 の作成上の留意点

- 計算式の左端には（3）②～⑦の予測放出量の合計値を記載してください。
- 製造時の取扱方法等で示された予測環境放出量が、製造量の1重量%未満（年間製造量が10トンを超える場合は、予測環境放出量が100kg未満）であることを確認してください。

（3）製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面について

項目（3）については、小項目として①～⑩まで示しています。なお、③～⑦については実際の状況を踏まえ適宜小項目を設定してください。

- ① 製造工程
- ② ガス吸収塔からの排ガス
- ③ 産業廃棄物
- ④ 排水処理設備からの排水
- ⑤ 事業所内焼却処理設備からの放出
- ⑥ 乾燥機へ投入する際の飛散物質
- ⑦ 充填時の飛散物質
- ⑧ 土壤及び地下水への浸透防止
- ⑨ 廃棄物処理外部委託先
- ⑩ 当該申出新規化学物質の環境への放出の把握

作成にあたっての留意事項

- 製造設備及び施設の状況並びに製造時の取扱方法を踏まえ、当該申出新規化学物質の環境への放出が予想される箇所ごとに適切な措置（飛散防止措置、地下への浸透の防止、廃棄物の取り扱い等を含む）が講じられることを明記してください。説明は要点を簡潔に記載してください。
- 数値にはすべて科学的根拠を記載した上で環境への放出量を予測してください。なお、環境への放出量は最大値を見積もった計算で算出してください。計算方法は科学的に説明できれば、例示の方法に従わなくても構いません。
- 環境放出量がない場合は「予測放出量：0g／新規化学物質 1t」と記載してください。
- 当該申出新規化学物質の充填時に集塵装置等による処理が行われている場合には、それらの効果も考慮して記載してください。

## 記載例

(3) 製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面

① 製造工程

当該申出新規化学物質に関する設備は当該申出新規化学物質のろ過機からの取出し、乾燥機への投入及び充填時を除き、すべて密閉状態となっている。

② ガス吸収塔からの排ガス (〈a〉、〈b〉、〈m〉、〈n〉、〈o〉 : A)

反応時の排ガス及び各タンクからの排ガスは、事業所内のガス吸収塔で処理した後、大気に放出する。廃活性炭は、産業廃棄物処理業者に焼却処理を委託する。焼却残渣は、埋立処理される。また、スクラバー排水は、事業所内の排水処理設備で処理した後、処理水を\*\*川に放出する。排水処理で生じた廃スラッジは、事業所内の焼却処理設備で焼却後、焼却残渣は、産業廃棄物処理業者に埋立処理を委託する。

・排ガスのガス吸収塔経由での当該申出新規化学物質の環境への予測放出量は以下のとおり算出した。

反応時の排ガス 〈a〉 中の当該申出新規化学物質量

反応時の排ガス 〈a〉 発生量 :  $2\text{m}^3/\text{新規化学物質 } 1\text{t}$

(試験研究時の試験データから類推)、

排ガス 〈a〉 中の当該申出新規化学物質 :  $0.1\text{mg/NL}$  以下 (試験研究時の実測値)、

当該申出新規化学物質の分子量 : 152.15、

排ガス 〈a〉 の温度 :  $50^\circ\text{C}$  (反応温度)

排ガス 〈a〉 中の当該申出新規化学物質 :

$$0.1\text{mg/NL} \times 2\text{m}^3 \times 273 / (50 + 273) = 0.170\text{g 以下 / 新規化学物質 } 1\text{t}$$

(注) 例示では、 $\text{mg/NL}$  (ノルマルリッター :  $0^\circ\text{C}$ 、1気圧における気体  $1\text{L}$  中の物質量 ( $\text{mg}$ )) での分析値を基に計算を組み立てています。実際に使用する分析値などに応じて合理的に計算してください。

廃水タンク排ガス 〈b〉 中の当該申出新規化学物質量

廃水タンクからは、抽出水相の体積分の排ガス 〈b〉 が発生する。

抽出水相の発生量 :  $20\text{m}^3$  (投入水量及び反応副生成量から推測)、

排ガス 〈b〉 中の当該申出新規化学物質 :  $0.1\text{mg/NL}$  以下

(蒸気圧及び反応時排ガスについての試験研究時の実測値から類推)、

排ガス 〈b〉 の温度 :  $15^\circ\text{C}$

(当該申出新規化学物質の蒸気圧は、夏場のタンク排ガス温度でも  $0.1\text{mg/NL}$  以上になることがないと考えられることから、計算値が大きくなる冬場の平均的な排ガス温度を設定)

排ガス 〈b〉 中の当該申出新規化学物質 :

$$0.1\text{mg/NL} \times 20\text{m}^3 \times 273 / (15 + 273) = 1.9\text{g 以下 / 新規化学物質 } 1\text{t}$$

回収溶媒タンク、再生溶媒タンク及び廃溶媒タンク排ガス 〈m〉 中の当該申出新規化学物質量

回収溶媒タンクからは、熱交換器で回収される溶媒量、再生溶媒タンクからは、蒸留塔で再生される溶媒量に相当する体積分の排ガス 〈m〉 が発生する。正確には、それぞれ投入する溶媒量より少ない量となるが、投入溶媒量分のガスが発生するものとする。

回収溶媒タンク及び再生溶媒タンクからの排ガス 〈m〉 発生量は、それぞれ  $40\text{m}^3$  (THF 投入量)

## 記載例

排ガス  $\langle m \rangle$  の温度 : 15°C

(当該申出新規化学物質の蒸気圧は、夏場のタンク排ガス温度でも 0.1mg/NL 以上になることがないと考えられることから、計算値が大きくなる冬場の平均的な排ガス温度を設定)

廃溶媒タンクからは、初留、残渣及びろ液量に相当する体積分の排ガス  $\langle m \rangle$  が発生する。

初留量 : 100L (試験研究時の実測値から類推)、

残渣量 : 100L (試験研究時の実測値から類推)、

ろ液量 : 1000L (試験研究時の実測値から類推)

回収溶媒タンク及び再生溶媒タンク :

$$0.1\text{mg}/\text{NL} \times 40\text{m}^3 \times 2 \times 273 / (15 + 273) = 7.584\text{g} \text{ 以下} / \text{新規化学物質 1t}$$

廃溶媒タンク :

$$0.1\text{mg}/\text{NL} \times (100 + 100 + 1000) \text{ L} \times 273 / (15 + 273) = 0.114\text{g} \text{ 以下} / \text{新規化学物質 1t}$$

排ガス  $\langle m \rangle$  中の当該申出新規化学物質 :

$$7.584\text{g} + 0.114\text{g} = 7.698\text{g} \text{ 以下} / \text{新規化学物質 1t}$$

濃縮・晶析工程からの排ガス  $\langle n \rangle$  中の当該申出新規化学物質量

濃縮・晶析工程から排出される気体は、熱交換器でトラップされ、ガス吸収塔に導かれる。ガス吸収塔に導かれる気体は、濃縮・晶析資材投入後の釜内に残存している空気であり、いざれ濃縮・晶析過程においてその全量が溶媒蒸気とともに熱交換器に導かれる。溶媒等は確実にトラップされることから、釜内の空間容積分の排ガスが発生することが経験的に分かっている。また、資材投入に際して投入資材の容積に相当する空気が追い出されていることから、合計すると、釜容積分の排ガスが発生すると考えられる。この過程で排出されるガスの量は、資材投入時の温度に依存すると考えられることから、使用する濃縮・晶析釜の容積 : 4m<sup>3</sup>、濃縮・晶析資材投入温度 : 30°C (設定操作条件から) により、排ガス  $\langle n \rangle$  の発生量は、

$$4000\text{L} \times 273 / (273 + 30) = 3604\text{NL} / \text{バッチ}$$

8 バッチ / 新規化学物質 1t であることから、

$$3604\text{NL} \times 8 = 28832\text{NL} / \text{新規化学物質 1t}$$

排ガス  $\langle n \rangle$  中の当該申出新規化学物質 : 0.1mg/NL 以下 (試験研究時の実測値)

排ガス  $\langle n \rangle$  中の当該申出新規化学物質 :

$$0.1\text{mg}/\text{NL} \times 28832\text{NL} = 2.884\text{g} \text{ 以下} / \text{新規化学物質 1t}$$

ろ過機からの排ガス  $\langle q \rangle$  中の当該申出新規化学物質量

ろ過機からの排ガス発生量 : 1000L / 新規化学物質 1t

(ろ過するスラリー量に相当 : 試験研究時の実測値から類推)、

排ガス  $\langle q \rangle$  中の当該申出新規化学物質 : 0.1mg/NL 以下 (試験研究時の実測値)

排ガス  $\langle q \rangle$  中の当該申出新規化学物質 :

$$0.1\text{mg}/\text{NL} \times 1000\text{L} = 0.1\text{g} \text{ 以下} / \text{新規化学物質 1t}$$

乾燥機からの排ガス  $\langle o \rangle$  中の当該申出新規化学物質量

水封ポンプからの排ガス発生量 :

$$4\text{m}^3 / \text{新規化学物質 1t} \text{ (試験研究時の実測値から類推)}、$$

排ガス  $\langle o \rangle$  中の当該申出新規化学物質 : 0.1mg/NL 以下 (試験研究時の実測値)、

排ガス  $\langle o \rangle$  の温度 : 30°C (水封水温度)

排ガス  $\langle o \rangle$  中の当該申出新規化学物質 :

$$0.1\text{mg}/\text{NL} \times 4\text{m}^3 \times 273 / (30 + 273) = 0.361\text{g} \text{ 以下} / \text{新規化学物質 1t}$$

## 記載例

排ガス ⟨a⟩、⟨b⟩、⟨m⟩、⟨n⟩、⟨q⟩ 及び ⟨o⟩ に含まれる当該申出新規化学物質量は、  
0.170g+1.9g+7.698g+2.884g+0.1g+0.361g=13.113g 以下／新規化学物質 1t

活性炭吸着塔におけるガス吸収除去率：87.0%  
(PRTR 排出量等算出マニュアル：ガス状有機化合物)、  
ガススクラバーにおけるガス吸収除去率：0%  
(PRTR 排出量等算出マニュアル：ガス状有機化合物)

活性炭吸着後の排ガス：  
 $13.113g \times (1 - 0.87) = 1.705g$  以下／新規化学物質 1t

予測放出量：  
 $1.705g \times (1 - 0) = 1.8g$  以下／新規化学物質 1t (排ガス：A)  
廃活性炭経由は③で、排水処理の処理水経由は④で、廃スラッジ経由は⑤で予測。

### ③ 産業廃棄物 (⟨c⟩、⟨d⟩ : B、C)

ガス吸収塔からの廃活性炭 ⟨c⟩ は、ドラム缶に充填した状態で、産業廃棄物処理業者に焼却処理を委託する。焼却残渣は埋立処理される。  
抽出水相 ⟨d⟩ は配管にて廃水タンクに移送し、産業廃棄物処理業者に焼却処理を委託する。焼却残渣は埋立処理される。  
なお、抽出水相はタンクローリーで焼却処理場まで搬出される。

- ガス吸収塔からの廃活性炭 ⟨c⟩ の産廃処分での当該申出新規化学物質の環境への予測放出量は以下のとおり算出した。  
②により活性炭吸着塔で処理される当該申出新規化学物質：13.113g 以下／新規化学物質 1t、  
活性炭吸着塔におけるガス吸収除去率：87.0%  
(PRTR 排出量等算出マニュアル：ガス状有機化合物)、  
廃活性炭の焼却処理除去率：99.0%  
(廃棄物処理法第 15 条の設置許可を受けた施設により焼却)

予測放出量：  $13.113g \times 0.87 \times 0.01 = 0.2g$  以下／新規化学物質 1t (廃活性炭経由：  
B)

- 抽出水相 ⟨d⟩ の産廃処理での当該申出新規化学物質の環境への予測放出量は以下のとおり算出した。  
抽出水相 ⟨d⟩ 中の当該申出新規化学物質：0.5%以下 (試験研究時の実測値)、  
抽出水相 ⟨d⟩ 発生量：400L／新規化学物質 1t  
(投入水量及び反応副生成量から推測)、  
抽出水相 ⟨d⟩ の密度：1.03kg/L (試験研究時の試験データから類推)、  
焼却処理除去率：99.0% (廃棄物処理法第 15 条の設置許可を受けた施設により焼却)

予測放出量：  
 $400L \times 1.03kg/L \times 0.005 \times 0.01 = 20.6g$  以下／新規化学物質 1t (抽出水相経由：  
C)

### ④ 排水処理設備からの排水 (⟨e⟩、⟨f⟩、⟨g⟩、⟨h⟩ : D、E、F)

ガス吸収塔からのスクラバー排水 ⟨e⟩、中和排水 ⟨f⟩、洗浄排水 ⟨g⟩、及び乾燥時に使用する水封ポンプから発生する水封水 ⟨h⟩ は、事業所内の排水処理設備に配管で移送し、中和・凝集沈殿・活性汚泥処理を実施する (処理水は\*\*川に放出する)。廃スラッジは、事業所内焼却処理設備に移送し焼却した後、焼却残渣は、産業廃棄物処理業者に委託して埋立処理する。

## 記載例

- ガス吸収塔からのスクラバー排水〈e〉に係る排水処理設備からの処理水経由での当該申出新規化学物質の環境への予測放出量は以下のとおり算出した。

②により、活性炭吸着処理後の排ガス：1.7g以下／新規化学物質1t、  
ガススクラバーにおけるガス吸収除去率：0%

(PRTR排出量等算出マニュアル：ガス状有機化合物)、

凝集沈殿除去率：0% (PRTR排出量等算出マニュアル：溶解有機化合物)、

活性汚泥処理による除去率：60.0%

(PRTR排出量等算出マニュアル：溶解有機化合物)

予測放出量：

$$1.7\text{g} \times 0 \times (1-0) \times (1-0.6) = 0\text{ g} / \text{新規化学物質 1t} \quad (\text{スクラバー排水経由 : D})$$

- 中和排水〈f〉、洗浄排水〈g〉に係る処理水経由での当該申出新規化学物質の環境への予測放出量は以下のとおり算出した。

中和排水〈f〉、洗浄排水〈g〉の発生量：

2.5t／新規化学物質1t (試験研究時の試験データから類推)、

中和排水〈f〉、洗浄排水〈g〉中の当該申出新規化学物質：0.03%以下 (試験研究時の実測値)、

凝集沈殿除去率：0% (PRTR排出量等算出マニュアル：溶解有機化合物)、

活性汚泥処理による排水処理除去率：60%

(PRTR排出量等算出マニュアル：溶解有機化合物)

予測放出量：

$$2.5\text{ t} \times 0.0003 \times (1-0) \times (1-0.6) = 300\text{ g} \text{ 以下} / \text{新規化学物質 1t} \quad (\text{中和排水、洗浄排水経由 : E})$$

廃スラッジ経由は⑤で予測。

- 水封水〈h〉に係る処理水経由での当該申出新規化学物質の環境への予測放出量は以下のとおり算出した。

水封水〈h〉の発生量：5t／新規化学物質1t (試験研究時の試験データから類推)、

水封水〈h〉中の当該申出新規化学物質：0.01%以下 (試験研究時の実測値)、

凝集沈殿除去率：0% (PRTR排出量等算出マニュアル：溶解有機化合物)、

活性汚泥処理による排水処理除去率：60%

(PRTR排出量等算出マニュアル：溶解有機化合物)

予測放出量：

$$5\text{ t} \times 0.0001 \times (1-0) \times (1-0.6) = 200\text{ g} \text{ 以下} / \text{新規化学物質 1t} \quad (\text{水封水経由 : F})$$

廃スラッジ経由は⑤で予測。

- ⑤ 事業所内焼却処理設備からの放出 (〈i〉、〈j〉、〈k〉: G、H、I、J)

排水処理に伴って発生する廃スラッジ〈i〉は、ドラム缶に入れて事業所内の焼却処理設備に移送し焼却した後、焼却残渣は、産業廃棄物処理業者に委託して埋立処理する。

溶媒回収に伴って発生する初留、残渣〈j〉及びろ過に伴って発生するろ液及び設備洗浄水（1バッチ終了後毎に反応・抽出釜からろ過機までを洗浄）〈k〉は、配管により廃溶媒タンクに移送し、さらに配管で事業所内の焼却処理設備に移送し焼却した後、焼却残渣は、産業廃棄物処理業者に委託して埋立処理する。

## 記載例

- ・廃スラッジ 〈i〉 の焼却処理設備経由での当該申出新規化学物質の環境への予測放出量は以下のとおり算出した。

スクラバー排水 〈e〉、中和排水 〈f〉、洗浄排水 〈g〉、水封水 〈h〉 に含まれる当該申出新規化学物質は、それぞれ

スクラバー排水 〈e〉 :

$$1.7\text{g} \times 0 = 0\text{g}$$
 (活性炭吸着処理後の排ガス (②)、ガススクラバーにおけるガス吸収除去率 : 0% (PRTR 排出量等算出マニュアル : ガス状有機化合物) より)

中和排水 〈f〉、洗浄排水 〈g〉 :

$$2.5\text{t} \times 0.0003 = 750\text{g}$$
 (中和排水 〈f〉、洗浄排水 〈g〉 発生量 (④)、中和排水 〈f〉、洗浄排水 〈g〉 中の当該申出新規化学物質 (④) より)

水封水 〈h〉 :

$$5\text{t} \times 0.0001 = 500\text{g}$$
 (水封水 〈h〉 の発生量 (④)、水封水 〈h〉 中の当該申出新規化学物質 (④) より)

凝集沈殿除去率 : 0% (PRTR 排出量等算出マニュアル : 溶解有機化合物)、

活性汚泥処理による除去率 : 60.0%

(PRTR 排出量等算出マニュアル : 溶解有機化合物)、

活性汚泥処理による分解率 : 40.0%

(PRTR 排出量等算出マニュアル : 溶解有機化合物)、

廃スラッジの焼却除去率 : 99.0%

(燃焼ガスの燃焼温度 900°C、ガス滞留時間 2 秒以上)

予測放出量 :

$$(0\text{g} + 750\text{g} + 500\text{g}) \times 0 \times 0.01 = 0\text{g} / \text{新規化学物質 1t}$$
 (凝集沈殿スラッジ経由 : G)

$$(0\text{g} + 750\text{g} + 500\text{g}) \times (1 - 0) \times (0.6 - 0.4) \times 0.01 = 2.5\text{g} \text{ 以下} / \text{新規化学物質 1t}$$
 (活性汚泥スラッジ経由 : H)

- ・初留及び残渣 〈j〉 の焼却処理設備経由での当該申出新規化学物質の環境への予測放出量は以下のとおり算出した。

初留及び残渣 〈j〉 中の当該申出新規化学物質 : 0.01% 以下  
(試験研究時の実測値)、

初留及び残渣 〈j〉 発生量 : 60L / 新規化学物質 1t

(試験研究時の試験データから類推)、

初留及び残渣の密度 : 0.89kg / L (試験研究時の実測値)、

初留及び残渣の焼却除去率 : 99.0%

(燃焼ガスの燃焼温度 900°C、ガス滞留時間 2 秒以上)

予測放出量 :

$$60\text{L} \times 0.89\text{kg} / \text{L} \times 0.0001 \times 0.01 = 0.1\text{g} \text{ 以下} / \text{新規化学物質 1t}$$
 (初留・残渣経由 : I)

- ・ろ液及び設備洗浄水 〈k〉 の焼却処理設備経由での当該申出新規化学物質の環境への予測放出量は以下のとおり算出した。

ろ液及び設備洗浄水 〈k〉 中の当該申出新規化学物質 : 0.5% 以下  
(試験研究時の実測値)、

ろ液及び設備洗浄水 〈k〉 発生量 : 1000L / 新規化学物質 1t

(試験研究時の試験データから類推)、

ろ液及び設備洗浄水密度 : 0.89kg / L (試験研究時の実測値)、

## 記載例

ろ液及び設備洗浄水の焼却除去率：99.0%  
(燃焼ガスの燃焼温度 900°C、ガス滞留時間 2秒以上)

予測放出量：

$1000L \times 0.89kg/L \times 0.005 \times 0.01 = 44.5g$  以下／新規化学物質 1t (ろ液・設備洗浄水経由：J)

⑥ 乾燥機へ投入する際の飛散物質 ( $\langle l \rangle$  : K)

ろ過後の固体状の当該申出新規化学物質は、ろ過機から乾燥機に重力で落とし込む。この際、当該申出新規化学物質は湿潤状態であるため、粉塵として飛散することはない、ろ過機から乾燥機まで飛散防止のフードを密着接続して投入するため、周囲への散乱も防止できる。さらに、当該申出新規化学物質の蒸気圧は、 $*.* \times 10^{**} Pa$  ( $**^{\circ}C$ ) と極めて低く、気体としての飛散も無視できる。従って、乾燥機への投入に伴う飛散はないものと予測する。

予測放出量： 0g／新規化学物質 1t (投入時飛散 : K)

⑦ 充填時の飛散物質 ( $\langle p \rangle$  : L)

PE 製内袋に充填する際、当該申出新規化学物質が一部飛散し、大気中に放出される  $\langle p \rangle$ 。飛散による当該申出新規化学物質の予測放出量は以下のとおり算出した。  
10kg 入り袋一充填当たり 0.5g 飛散 (類似物質の実測値)

予測放出量： $0.5g \times 1000kg \div 10kg = 50g$  以下／新規化学物質 1t (充填時飛散 : L)

⑧ 土壤及び地下水への浸透防止

製造場所等の当該申出新規化学物質の取扱いに係る施設の床面は地下浸透を防止できるコンクリート製とし、施設の周囲に防液堤及び側溝を設置する。

⑨ 廃棄物処理外部委託先

収集運搬委託先：

業者の名称	許可自治体	許可番号	許可の有効年月	産業廃棄物の種類
○○○○ (株)	××県(積地・卸地)	●●●	令和 年 月	※※※※
(株) * * * *	××県(積地) ◎○県(卸地)	▼▼▼ ▲▲▲	令和 年 月 令和 年 月	□□□

処分委託先：

業者の名称	許可自治体	許可番号	許可の有効年月	産業廃棄物の種類
○○○○ (株)	××県	◆◆◆	令和 年 月	※※※※ (焼却)
△△△△ (株)	◎○県	■■■	令和 年 月	□□□ (焼却)

(注) 許可の有効年月の記載を忘れないでください。

⑩ 当該申出新規化学物質の環境への放出の把握

当該申出新規化学物質の環境への放出の概況については、実際の製造時のデータをもとに把握する。申出時に予測した放出量より製造時に確認した放出量が少ない場合は、(2) ④に記載した新規化学物質 1t 当たりの予測放出量と年間の製造量から把握する。なお、概況を把握するための根拠となったデータ（算出過程及び算出結果）は記録し、新規化学物質製造報告書（様式第8）提出後 5 年以上保管することとする。

### 焼却除去率について

- 焼却除去率を設定する際には、焼却条件等その根拠を記載してください。  
(例えば、「燃焼ガス温度 800℃以上、ガス滞留時間 2秒以上の条件を満たす焼却施設で処理する」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条に基づき都道府県知事から産業廃棄物処理施設としての許可を受けた焼却施設で処理する」等。なお、燃焼ガス温度 1000℃以上で処理する場合にはその旨記載してください。)

### (3)⑧ 土壤及び地下水への浸透防止 の作成上の留意点

- 土壤及び地下水への浸透を防止するための措置（施設床面の浸透防止処理等）が講じられている場合には、その措置内容について記載してください。
- 施設について、周囲への排出に対する防止構造等（防液堤・側溝の設置等）の措置が講じられている場合には、その措置内容等を記載してください。

### (3)⑨ 廃棄物処理外部委託先 の作成上の留意点

- 廃棄物処理外部委託先の許可の状況については、最新の許可証の写しを確認の上、業者の名称、許可自治体、許可番号、許可の有効年月及び産業廃棄物の種類について記載してください。
- 廃棄物処理外部委託先の産業廃棄物の種類については、許可番号ごとに当該申出新規化学物質の取扱いの過程で排出されるものののみ記載してください。  
(処理を委託する廃棄物ごとに記載していただいても構いません。) また、処分委託先の産業廃棄物の種類については、委託する産業廃棄物の種類とともに処分の方法についても併記してください。
- 廃棄物処理の収集運搬委託先の許可の状況については、廃棄物の積地及び卸地を管轄する自治体それについて記載してください。(積替え等を行う場合はその旨記載してください。)

### (3)⑩ 当該申出新規化学物質の環境への放出の把握 の作成上の留意点

- 当該申出新規化学物質の環境への放出の把握の方法を具体的に記載してください。また、データの保管期限については、必ず設定し（5年以上を目安とし、保管期限の起算時期を明確にしてください。）、これを記載してください。
- なお、確認後は、実際の製造時のデータを把握するよう努めてください。
- 輸入の場合は様式第8に係る記述を「新規化学物質輸入報告書（様式第8）」としてください。

(4) 製造しようとする者における化学物質の管理体制を説明した書面について

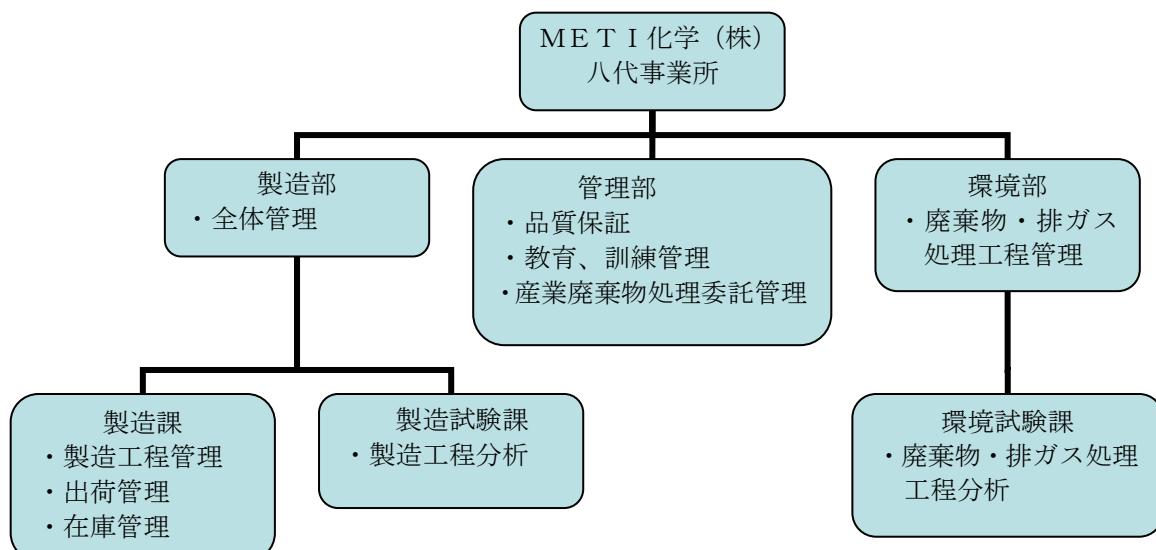
項目(4)については、小項目が①～④まであります。

- ① 組織体制
- ② 作業要領の策定
- ③ 教育、訓練の実施
- ④ 措置の周知徹底

### 記載例

(4) 製造しようとする者における化学物質の管理体制を説明した書面

- ① 組織体制



全体管理責任者	:	事業所長	＊＊＊＊
品質保証責任者	:	管理部長	＊＊＊＊
教育、訓練管理責任者	:	管理部長	＊＊＊＊
製造工程管理責任者	:	製造課長	＊＊＊＊
出荷管理責任者	:	製造課長	＊＊＊＊
在庫管理責任者	:	製造課長	＊＊＊＊
製造工程分析責任者	:	製造試験課長	＊＊＊＊
廃棄物・排ガス処理工程管理責任者	:	環境部長	＊＊＊＊
廃棄物・排ガス処理工程分析責任者	:	環境試験課長	＊＊＊＊
産業廃棄物処理委託管理責任者	:	管理部長	＊＊＊＊

(4) 輸入の場合の管理体制を説明した書面の留意点

- 輸入の場合は前ページまでの（1）～（3）を省略し、この項から記載してください。なお、番号を変えずに（4）から記載し、表題は「(4) 輸入しようとする者における化学物質の管理体制を説明した書面について」に修正してください。

(4) ① 組織体制 の作成上の留意点

- ツリー図には取扱いに関する社内の組織体制について記載してください。
- ツリー図の下に各責任者の役職・氏名を記載してください。
- 輸入の場合には、入荷管理責任者を記載してください。

## 記載例

### ② 作業要領の策定

化学物質の取扱いに関する管理方針・計画を設定するとともに、措置の内容を具体的に定めた作業要領を策定している。

<文書名>

管理方針・計画：「○○○化学物質管理指針」

作業要領 : 「□□□取扱作業要領」

### ③ 教育、訓練の実施

「△△△教育訓練要領」に基づき、当該申出新規化学物質の取扱いに係るすべての関係者に管理方針・計画及び作業要領を周知徹底させ、その内容に関する教育・訓練を実施する。教育・訓練記録については5年間保存する。

### ④ 措置の周知徹底

当該申出新規化学物質に関する措置については、上記作業要領に追加し、事業所に常備し、関係者に周知徹底することにしている。

#### (4) ② 作業要領の策定 の作成上の留意点

- 管理方針・計画及び作業要領については、申出者（製造者）が実際に策定している管理方針・計画及び要領の名称を括弧書きで記載してください。  
(例：「〇〇〇化学物質管理指針」、「□□□取扱作業要領」)

#### (4) ③ 教育、訓練の実施 の作成上の留意点

- 教育・訓練記録については、社内規定がない場合は、5年以上を目安に保管してください。社内規定がある場合は、その規定に準じた期間、保管してください。また、教育・訓練について、申出者が実際に策定している要領等の名称を記載してください。

#### (4) ④ 措置の周知徹底 の作成上の留意点

- 当該申出新規化学物質に関する措置に係る資料は、製造（輸入）を行っている事業所に常備してください。

(5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面について

項目(5)については、小項目が①～③まであります。

- ① 貯蔵
- ② 出荷形態
- ③ 出荷時における環境汚染防止措置

**記載例**

(5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面

① 貯蔵

当該申出新規化学物質を充填した PE（ポリエチレン）製内袋入りファイバードラムは製品倉庫（貯蔵場所）にフォークリフトで移送し、貯蔵する。また、製品倉庫（貯蔵場所）は施錠管理する。

② 出荷形態

ファイバードラムをラップフィルム及びベルトでパレットに固定し、安定になるよう積み込んで、輸送業者のトラックにより〇〇へ輸送する。

③ 出荷時における環境汚染防止措置

上記(4)②の作業要領において出荷時の取扱方法についても規定し、関係者への周知徹底を図る。また運転手にイエローカードを携行させる。

### (5) ① 貯蔵 の作成上の留意点

- 容器で貯蔵する場合には、当該申出新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器であることが分かるよう記載してください。
- 貯蔵施設・設備について、施錠管理等のセキュリティー対策を含めて記載してください。
- 貯蔵施設が製造場所と異なる場合は、製造場所から貯蔵施設への移送等についても記載してください。
- 輸入の場合は、輸出国における充填及び貯蔵の状態から記載してください。

### (5) ② 出荷形態 の作成上の留意点

- 具体的な輸送先（事業所等の名称・住所※まで）を記載してください（名称については、例えば、「MOEファイン大牟田事業所」など。）。※外部倉庫など使用する場所と異なる場所に輸送する場合は、所在地(住所)も記載してください。
- 貯蔵容器と異なる容器で出荷する場合には、当該申出新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器であることがわかるように記載してください。（貯蔵容器のまま出荷する場合は、その旨が分かるように記載してください。）

### (5) ③ 出荷時における環境汚染防止措置 の作成上の留意点

- イエローカードの活用を予定している場合には、その旨を記載してください。予定していない場合は、輸送時に事故が起きたときに当該申出新規化学物質による環境の汚染を防止するためにどのような措置を講ずるのかについて具体的に記載してください。

## 記載例

様式第7（第4条第1号ハ関係）

### 確 認 書

令和\*\*年\*\*月\*\*日

厚生労働大臣  
経済産業大臣 殿  
環境大臣

押印は不要

ME T I 化学株式会社  
代表取締役社長 \*\*\*  
東京都千代田区\*\*\*

新規化学物質である「メチル=4-ヒドロキシベンゾアート」が輸出専用品であることを別紙のとおり確認しますので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条第1号ハの規定により、提出します。

#### 作成にあたっての留意事項

- 記載する申出者の役職及び氏名等並びに当該申出新規化学物質の名称は様式第6と記載を統一してください。

## 様式第7別紙における記載例の解説

### ○はじめに

本別紙は、1. から5. までの書面で構成されています。

1. 新規化学物質を輸出することが確実である者（以下「輸出者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、担当部署、担当者氏名及び連絡先
2. 外国輸入者の名称、事業所名及び所在地
3. 輸出者における新規化学物質の年間の輸出予定数量
4. 輸出しようとする国又は地域における新規化学物質の審査の状況
5. 新規化学物質が確認を受けたところに従つて輸出されていることを確認するための製造（輸入）しようとする者における措置

以下に、各項目及びその小項目ごとに、記載にあたっての留意事項を解説いたします。

## 記載例

(別紙)

- 新規化学物質を輸出することが確実である者（以下「輸出者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、担当部署、担当者氏名及び連絡先

METI 化学株式会社  
代表取締役 \* \* \* \* \*  
住所 東京都千代田区 \* \* \* \* \*

担当部署  
METI 化学株式会社 ファイン事業部  
担当者氏名 事業部長 \* \* \* \* \*  
連絡先 電話 \* \* \* \* \*

- 外国輸入者の名称、事業所名及び所在地

○○S.P.A  
△△,ITALY

- 輸出者における新規化学物質の年間の輸出予定数量

20,000kg

- 輸出しようとする国又は地域における新規化学物質の審査の状況

イタリア REACHに登録済。  
(REACHに登録済みであることを示す資料を添付)

- 新規化学物質が確認を受けたところに従つて輸出されていることを確認するための製造しようとする者における措置

別添のとおり

(申出者と輸出者が異なる場合は、以下の1文を記載してください。)  
なお、当該申出新規化学物質の輸出者が別添の内容に従わない場合には、当該申出新規化学物質の供給を停止することとしている。

1. 新規化学物質を輸出することが確実である者（以下「輸出者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、担当部署、担当者氏名及び連絡先の作成上の留意

- 様式第6に記載した内容と同じ表記にしてください。

2. 外国輸入者の名称、事業所名及び所在地の作成上の留意点

- 様式第6に記載した内容と同じ表記にしてください。

3. 輸出者における新規化学物質の年間の輸出予定数量  
の作成上の留意点

- 数量の単位はkgを使用してください。
- 輸出者が複数存在し、かつ各々の輸出量が確定できていない場合には、輸出者の合計予定数量が申出書に記載されている予定数量を超えない旨を明記してください。

4. 輸出しようとする国又は地域における新規化学物質の審査の状況  
の作成上の留意点

- 地域を定める省令に定める国又は地域を記載してください。
- 輸出しようとする国又は地域において事前審査を受けていることを証明する書類（例えば審査結果等）を添付してください。その際、当該書類が当該申出新規化学物質についてのものであることが明らかでない場合は、物質の同一性を示す書類を添付してください。なお、当該国又は地域において既存化学物質に該当する場合や事前審査を不要とする特例等に該当する場合は、その旨が分かる書類を添付してください。
- 外国語（特に英語以外）で記載された書類には、原則として和訳を添付してください。

5. 新規化学物質が確認を受けたところに従つて輸出されていることを確認するための製造（輸入）しようとする者における措置を説明した書面  
の作成上の留意点

- 輸出者が別添の内容に従わない場合の措置について記載してください。

**申出者自身が輸出する場合の様式第7別紙5（別添）記載例**

(別添)

確 認 書

令和\*\*年\*\*月\*\*日

厚生労働大臣 殿  
経済産業大臣 殿  
環境大臣

押印は不要

METI 化学株式会社  
代表取締役社長 \*\*\*\*  
東京都千代田区\*\*\*\*

今回申出の「メチル=4-ヒドロキシベンゾアート」は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第3条第1項第3号に規定する輸出専用品として全量をイタリアの○○S.P.A に輸出することを確認する。

## 申出者以外の商社等が輸出する場合の様式第7別紙5（別添）記載例

(別添)

### 確 認 書

令和\*\*年\*\*月\*\*日

METI化学株式会社  
代表取締役社長 \*\*\* \* 殿

下欄「注意事項」参照

MHLW物産株式会社  
代表取締役 \*\*\* (印)

貴社より購入する「メチル=4-ヒドロキシベンゾアート」は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第3条第1項第3号に規定する輸出専用品として取り扱うことについて、下記のとおり確認する。

記

1. 貴社より購入する「メチル=4-ヒドロキシベンゾアート」の全量を輸出専用品としてイタリアのOOS.P.Aに輸出する。
2. 輸出に際しては、貴社が厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出し、その確認を受けたところに従い、環境汚染防止措置を講ずる。
3. 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が貴社に対して当該輸出専用品に関する報告の徴収、立入検査等を求めた際には、貴社に協力する。
4. 当該輸出専用品の輸出実績数量を一年度ごとに貴社に報告する。
5. 当該輸出専用品の輸出状況に変更が生じる場合又は事故等が発生し当該輸出専用品が環境中に排出された場合には直ちに貴社に報告する。

## 作成にあたっての留意事項

### ○注意事項

民間会社間の確認書の宛先及び発出者は、代表取締役社長等でなくても担当部署の責任者であれば問題ありません。

①【押印有の場合】担当部署の責任者同士による確認書のコピーを提出(発出者の押印(代表者印、役職印又は個人印を押印。会社印のみは不可。)又は署名)。

②【押印なしの場合】押印なしの確認書(PDF)を提出してもらい、メール本文に「中間物申出に係る確認書を添付のとおり送ります」として、確認書に記載された発出者が確認書に記載された宛先と一致する人に確認書を送っていることが分かるように、メールの送信元、宛先(メール送信情報)を残すかたちで、送信メールの写し(PDF)も一緒に提出してください。

○ この確認書は、申出者及び輸出者(又は仲介者等の本申出に関与している事業者)間で取り交わすものなので、コピーで構いません。

○ 申出者と輸出者の他に、当該新規化学物質に係る(物質の所有権の移転を伴うあるいは物質を直接取り扱う)事業者が存在する場合には、その事業者とも確認書を取り交わし、添付してください。この場合、「貴社より購入する」の部分の表現を実態に即して修正してください。

例:「貴社より〇〇株式会社が購入し、弊社へ支給する」、「貴社より〇〇株式会社が購入し、弊社へ販売する」、「貴社より受入れ(売買上は〇〇株式会社から購入)する」等

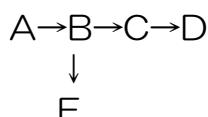
また、輸出者の間に介在する者等の確認書においては「輸出」ではなく実態に即して「購入」や「販売」、「保管」、等に修正してください。

○ 介在する商社等が複数存在する場合には、確認書も複数枚になります。その場合には、当該申出新規化学物質の流れが明確になるように「貴社より購入する…」の部分について修正してください。

例:「貴社が製造し、△△株式会社を介して◇◇株式会社より購入する」、「貴社より△△株式会社を介して◇◇株式会社が購入し、弊社へ支給する」、「貴社より受入れ(売買上は◇◇株式会社から購入)する」等

○ 介在する商社等が複数存在する場合には、会社間の関係図を参考資料として添付してください。

例: A→B→C→D



厚生労働大臣  
経済産業大臣 殿  
環境大臣

提出後、誤字脱字等の形式的な不備がある場合、  
当局担当者による修正を認めていただける場合は  
下記「軽微修正承諾書」をご提出下さい。

令和〇年〇月〇日付けをもって新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等  
に関する省令第4条第1号ハの規定により申し出た輸出専用品としての新規  
化学物質製造・輸入申出書について、誤字脱字等の形式的な不備がある場合、当  
局担当者による修正を認めます。

METI 化学株式会社  
代表取締役社長 \*\*\*  
東京都千代田区\*\*\*